

議案第 38 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 31 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、国民健康保険の保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図ることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第26条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(課税額)	(課税額)
第 2 条 略	第 2 条 略
2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は <u>6 6 万円</u> とする。	2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、基礎課税額は <u>6 5 万円</u> とする。
3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 6 万円</u> とする。	3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 4 万円</u> とする。
4 略	4 略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第 2 6 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 6 万円</u> を超える場合には、 <u>6 6 万円</u> ）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 6 万円</u> を超える場合には、 <u>2 6 万円</u> ）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>1 7 万円</u> を超える場合には、 <u>1 7 万円</u> ）の合算額とする。	第 2 6 条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>6 5 万円</u> を超える場合には、 <u>6 5 万円</u> ）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、 <u>2 4 万円</u> ）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>1 7 万円</u> を超える場合には、 <u>1 7 万円</u> ）の合算額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>4 3 万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属する	(2) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>4 3 万円</u> （納税義務者並びにその世帯に属する

新	旧
国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略	国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略

改正要旨

1 改正の趣旨

国民健康保険の保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の改正（第2条、第26条関係）

	改正後	改正前	条 項
基礎課税額	66万円	65万円	第2条第2項、第26条【改正あり】
後期高齢者支援金等課税額	26万円	24万円	第2条第3項、第26条【改正あり】
介護納付金課税額	17万円	17万円	第2条第4項、第26条【改正なし】

(2) 国民健康保険税の軽減判定基準額の改正（第26条関係）

5割軽減及び2割軽減の対象となる軽減判定基準額を引き上げます（下線部分）。

ア 7割軽減基準額

改正なし	基礎控除額 43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円
------	------------------------------

（例）夫（世帯主・67歳）と妻（62歳）の2人が国民健康保険に加入している場合

※夫…給与収入80万円、年金収入100万円

妻…給与収入80万円

夫 給与収入80万円－所得控除55万円＝25万円…①

年金収入100万円－所得控除110万円－高齢者特別控除15万円（※1）＝0円

妻 給与収入80万円－所得控除55万円＝25万円…②

合計所得金額（①＋②）50万円 < 基礎控除額53万円（※2）【7割軽減該当】

※1…65歳以上の者の公的年金所得は、年金所得から高齢者特別控除15万円を差し引いた金額となる。

※2…基礎控除額 43万円＋（2人－1）×10万円＝53万円

イ 5 割軽減基準額

改正前	基礎控除額 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 } + { <u>29 万 5 千円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }
改正後	基礎控除額 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 } + { <u>30 万 5 千円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }

※特定同一世帯所属者

- ・国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した者で、引き続き、国民健康保険の被保険者と同一の世帯に属する者をいう。

(例) 夫 (世帯主・67 歳) と妻 (65 歳) の 2 人が国民健康保険に加入している場合

※夫…給与収入 143 万円、年金収入 130 万円

妻…給与収入 80 万円、年金収入 100 万円

【改正前】

夫 給与収入 143 万円 - 所得控除 55 万円 - 所得金額調整控除 5 万円 (※1)

= 83 万円…①

年金収入 130 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 5 万円…②

妻 給与収入 80 万円 - 所得控除 55 万円 = 25 万円…③

年金収入 100 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 0 円

合計所得金額 (① + ② + ③) 113 万円 > 基礎控除額 112 万円 (※2) 【5 割軽減非該当】

※1 給与所得と年金所得の両方を有し、その合計額が 10 万円を超える者は、その者の総所得金額を計算する場合に、所得金額調整控除額を給与所得から差し引く。

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額 (10 万円を超える場合は 10 万円)) - 10 万円

今回の例をこの計算式に当てはめると、夫の給与の所得控除後の金額は 88 万円 (143 万円 - 55 万円 = 88 万円) で 10 万円を超えており、年金の所得控除後金額は 5 万円のため、所得金額調整控除額は 5 万円 (10 万円 + 5 万円 - 10 万円 = 5 万円) となる。

※2 基礎控除額 43 万円 + { (2 人 - 1) × 10 万円 } + { 29 万 5 千円 × (2 人 + 0 人) }
= 112 万円

【改正後】

夫 給与収入 143 万円 - 所得控除 55 万円 - 所得金額調整控除 5 万円

= 83 万円…①

年金収入 130 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 5 万円…②

妻 給与収入 80 万円 - 所得控除 55 万円 = 25 万円…③

年金収入 100 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 0 円

合計所得金額 (① + ② + ③) 113 万円 < 基礎控除額 114 万円 (※3) 【5 割軽減該当】

※3 基礎控除額 43 万円 + { (2 人 - 1) × 10 万円 } + { (30 万 5 千円 × 2 人 + 0 人) }
= 114 万円

ウ 2割軽減基準額

改正前	基礎控除額 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 } + { <u>54 万 5 千円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }
改正後	基礎控除額 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 } + { <u>56 万円</u> × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }

(例) 夫(世帯主・67歳)、妻(62歳)、子(28歳)の3人が国民健康保険に加入している場合

※夫…年金収入 255 万円 妻…給与収入 100 万円 子…給与収入 100 万円

【改正前】

夫 年金収入 255 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 130 万円…①

妻 給与収入 100 万円 - 所得控除 55 万円 = 45 万円…②

子 給与収入 100 万円 - 所得控除 55 万円 = 45 万円…③

合計所得金額(①+②+③)220 万円 > 基礎控除額 216 万 5 千円(※1) 【2割軽減非該当】

※1 基礎控除額 43 万円 + { (2 人 - 1) × 10 万円 } + { 54 万 5 千円 × (3 人 + 0 人) }
= 216 万 5 千円

【改正後】

夫 年金収入 255 万円 - 所得控除 110 万円 - 高齢者特別控除 15 万円 = 130 万円…①

妻 給与収入 100 万円 - 所得控除 55 万円 = 45 万円…②

子 給与収入 100 万円 - 所得控除 55 万円 = 45 万円…③

合計所得金額(①+②+③)220 万円 < 基礎控除額 221 万円(※2) 【2割軽減該当】

※2 基礎控除額 43 万円 + { (2 人 - 1) × 10 万円 } + { 56 万円 × (3 人 + 0 人) }
= 221 万円

エ 軽減額の例

(例) 40歳代の夫婦で、共に給与所得があり、子ども1人の3人家族

*子どもは、未就学児又は就学児の場合の各軽減額を記載

	加入者全員の所得合計	子どもの区分	軽 減 額	
			均等割額	平等割額
7割軽減	53 万円以下 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 }	未就学児	127,575 円 (110,715 円)	27,720 円 (24,780 円)
	(53 万円以下 43 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 10 万円 })	就学児	120,330 円 (104,370 円)	

5 割軽減	1 4 4 万 5 千円以下 43 万円 + {(給与所得者等の数-1) ×10 万円} + {30 万 5 千円×(被 保険者数+特定同一世帯所属者)}	未就学児	98,025 円 (85,125 円)	19,800 円 (17,700 円)
	1 4 1 万 5 千円以下 (43 万円 + {(給与所得者等の数-1) ×10 万円} + {29 万 5 千円×(被 保険者数+特定同一世帯所属者)})	就学児	85,950 円 (74,550 円)	
2 割軽減	2 2 1 万円以下 43 万円 + {(給与所得者等の数-1) ×10 万円} + {56 万円×(被保険 者数+特定同一世帯所属者)}	未就学児	53,700 円 (46,740 円)	7,920 円 (7,080 円)
	2 1 6 万 5 千円以下 (43 万円 + {(給与所得者等の数-1) ×10 万円} + {54 万 5 千円×(被 保険者数+特定同一世帯所属者)})	就学児	34,380 円 (29,820 円)	
軽減なし	2 2 1 万円超	未就学児	24,150 円 (21,150 円)	0 円 (0 円)
	(2 1 6 万 5 千円超)	就学児	0 円 (0 円)	

* () …改定前の保険税率等により試算した額

*軽減額…基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の軽減額の合計

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。